

高松港港湾計画資料

— 軽易な変更 —

令和5年6月

高松港港湾管理者

香 川 県

目 次

I	変更理由	1
II	港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
II-1	旅客船埠頭計画	2
III	土地造成及び土地利用計画に関する資料	5
III-1	土地造成計画	5
III-2	土地利用計画	6
IV	その他の資料	8
IV-1	環境の保全に関する資料	8
IV-2	地方港湾審議会名簿	9

I 変更理由

- 1 旅客船の大型化に対処し、また、港における賑わい空間を形成するため、玉藻地区において旅客船埠頭計画を変更する。
- 2 旅客船埠頭計画の変更に伴い、玉藻地区において土地造成及び土地利用計画を変更する。

II 港湾施設の規模及び配置に関する資料

II-1 旅客船埠頭計画

(1) 旅客船埠頭計画変更の必要性

玉藻地区(-10m)岸壁は20,000GT級の旅客船に対応するため、平成10年に完成し、その後、50,000GT級の旅客船に対応するため、岸壁を延伸している。

しかし、近年のさらなる旅客船の大型化に対応するため、既設の旅客船埠頭計画を変更する。

(2) 旅客船埠頭計画の規模及び配置

今回変更する旅客船埠頭の規模及び配置は、表II-1-1及び図II-1-1に示すとおりである。

表II-1-1 旅客船埠頭計画の規模(今回計画)

地区名	施設名	規模	備考
玉藻地区	玉藻地区(-10m)岸壁	水深(-10m) 岸壁1バース 延長395m (うち既設310m) 埠頭用地 2.3ha(旅客施設用地) (うち既設2.1ha)	既設の変更計画

<既定計画>



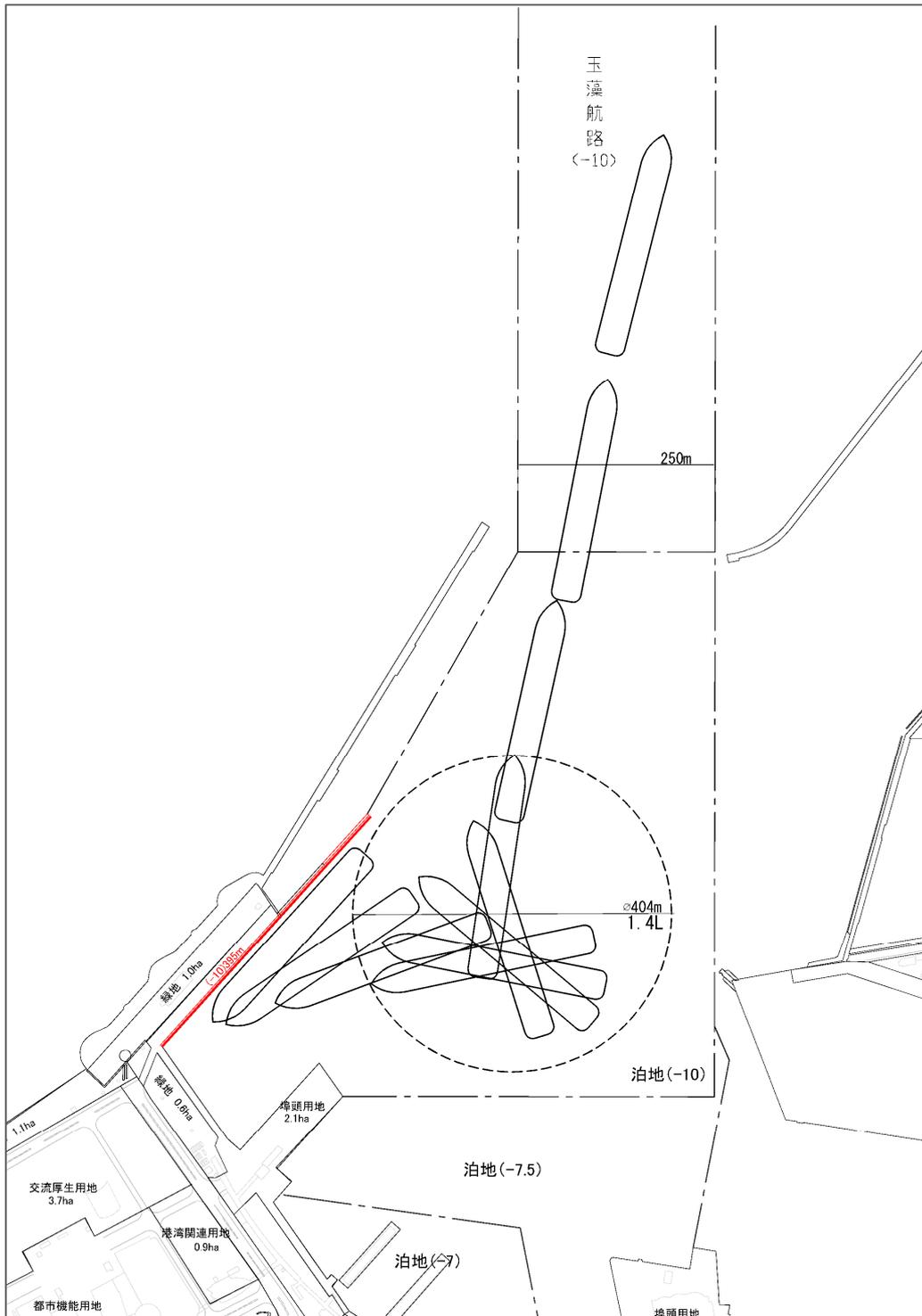
<今回計画>



図Ⅱ-1-1 旅客船埠頭計画（玉藻地区）

(3) 操船例図

今回計画する旅客船埠頭計画に係る操船例図は、図Ⅱ-1-2に示すとおりである。



図Ⅱ-1-2 操船例図

船種	船長	船幅	喫水
旅客船 (11万GT級)	288m	37.5m	8.6m

Ⅲ 土地造成及び土地利用計画に関する資料

Ⅲ－１ 土地造成計画

大型旅客船への対応を図るため、玉藻地区の土地造成計画を表Ⅲ－１－１～２のとおり変更する。

表Ⅲ－１－１ 変更後の土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
玉藻 地区	(0.2) 0.2						(0.2) 0.2

注１) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注２) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

表Ⅲ－１－２ 変更前の土地造成計画（既定計画）

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
玉藻 地区	(0.1) 0.1					(0.2) 0.2	(0.3) 0.3

注１) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注２) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

Ⅲ－２ 土地利用計画

土地利用計画を表Ⅲ－１－３～４のとおり変更する。

表Ⅲ－１－３ 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
玉藻 地区	(5.8) 5.8	(2.1) 2.1	(4.9) 4.9		(1.1) 2.1	(4.9) 4.9	(18.8) 28.0

注１) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注２) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

表Ⅲ－１－４ 変更前の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
玉藻 地区	(5.6) 5.6	(2.1) 2.1	(4.9) 4.9		(1.1) 2.1	(4.9) 4.9	(18.6) 27.8

注１) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注２) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

<既定計画>



<今回計画>



図Ⅲ-1-1 土地造成及び土地利用計画

IV その他の資料

IV-1 環境の保全に関する資料

本計画変更において、新たに海域に設置する港湾施設は、透過性のよい栈橋形式の構造である。また、当該施設は、新たな負荷を発生させるものではないことから、今回の計画が周辺環境に与える影響は軽微であると考えられる。

なお、本計画の実施にあたっては、工法、工期等について十分に検討し、十分な監視のもとに環境に与える影響を小さくするよう配慮し、慎重に実施するものとする。

IV-2 地方港湾審議会名簿

任期 令和3年7月16日～令和5年7月15日（敬称略、順不同）

1 学識経験を有する者	
土井 健司	大阪大学大学院教授
古川 尚幸	香川大学経済学部教授
池田 弘子	株式会社 人間科学研究所所長
佐藤 好美	佐藤好美建築工房主宰
竹内 麗子	一般社団法人 香川経済同友会特別幹事
奈良 茂子	香川県商工会議所女性会連合会副会長
片山 仁子	香川県消費者団体連絡協議会理事
岡崎 美恵子	公認会計士
2 港湾関係者	
堀川 満弘	香川県旅客船協会会長
松村 英幹	四国港運協会会長
遊佐 清和	全日本海員組合高松支部長
小濱 博	香川県漁業協同組合連合会代表理事専務
3 県議会の議員	
花崎 光弘	香川県議会議員
新田 耕造	〃
植條 敬介	〃
4 市議会の議員	
中西 俊介	高松市議会議員
5 市町の長	
大西 秀人	高松市長
6 関係行政機関の委員	
藤吉 克博	高松港長（高松海上保安部長）
石原 典雄	四国運輸局長
荒瀬 美和	四国地方整備局長
石川 浩	坂出税関支署長
7 幹事	
竹内 正巳	香川県土木部長
高橋 陽一	香川県土木部港湾課長
明石 享久	高松港湾管理事務所長